

危険物新聞

第 5 2 1 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

編集 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町 1 丁目 5 - 7

四つ橋ビル

TEL (531) 9 7 1 7 ・ 5 9 1 0

定価 1部 60円

危険物安全週間

6月8日から全国一斉に

今年も、6月8日(日)から6月14日(土)までの一週間、全国で危険物安全週間が一斉に行われる。

今年の安全週間の重点実施項目としては次の4項目が掲げられている。

① 危険物安全週間の趣旨の徹底

新聞、テレビ、広報紙等による広報、ポスター、リーフレット等による普及啓発等あらゆる機会を通じて家庭や職場に本週間の存在及びその趣旨を周知するとともに、広く国民に危険物に関する知識の普及、啓発を図る。

② 危険物関係事業所における自主保安の推進

危険物に係る事故の多くが人的要因に基づいていることにかんがみ、危険物関係事業所の本週間への積極的な取組を推進するため、事業所における自主点検及び自衛消防組織による訓練の実施、危険物関係研修会の開催等自主保安の推進を図る。

③ 立入検査の集中的実施等

立入検査については、事故防止のため多大の効果をあげていることにかんがみ、その一層の充実を図るため、「危険物安全週間」における集中的実施に努める。

なお、その際、違反行為に対しては、「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準」に留意するとともに、立入検査マニュアルの積極的活用を図る。

④ 危険物取扱者への指導

免状の適切な管理を図るため、広報活動等により危険物取扱者免状の書換促進を図る。危険物取扱者講習(保安講習)未受講者への講習日時、講習会場等の受講指導に努めるとともに、受講者への便宜を図る。

また、(財)全国危険物安全協会では、全国危険物安全大会を6月9日、東京で開催。10日、11日には危険物施設安全推進講演会を東京、三重で開催する。

大阪府においては、6月を危険物安全月間と定め、本協会と共催、府下消防長会協賛、(財)消防試験研究センター大阪府支部後援のもと、6月19日、KKRホテルオオサカにおいて安全大会を開催する。



平成9年度 全国危険物安全運動推進ポスター
モデル：平尾誠二(元ラグビー日本代表選手、現日本代表監督)

また、消防庁、(財)全国危険物安全大会等で、その推進標語の募集を行っていたが、この度、最優秀作品として京都市の佐々木龍夫氏の作品「気を抜くな 扱う相手は危険物」が選ばれた。

今回の標語募集には、全国から、11,810点の応募があり、審査委員会で審査の結果、次の入賞作品が選ばれたものである。

☆最優秀作(消防庁長官賞・京都府 佐々木龍夫)

“気を抜くな 扱う相手は危険物”

☆優秀作(全国危険物安全協会理事長賞・神奈川県 秋山保雄)

“安全へ きらりと光る 責任感”

☆優良作(記念品) 10点

大阪府機構改革

4月より消防防災安全課に

平成9年4月1日付で大阪府消防防災課が危機管理体制の強化を図るため下記のとおり組織の変更がなされた。

なお、人事異動により防災局長に濱本啓義氏が就任され、古財正三前局長は、大阪府総務部職員長に転任された。

旧組織名	新組織名
防災局長	防災局長
生活文化部消防防災課	消防防災安全課(知事直轄)
企画係	企画係
推進係	防災啓発係
救助係	消防指導係
消防指導係	(分室)
防火保安係	防災計画推進班
ガス指導第一係	広域防災班
ガス指導第二係	救助係
検査第一係	設備通信係
検査第二係	
保安指導員	
	生活文化部保安対策課(新設)
	保安係
	ガス指導第一係
	ガス指導第二係
	検査第一係
	検査第二係
	保安指導員
生活文化部防災計画室	室廃止(業務は消防防災安全課へ)
計画第一班	
計画第二班	
計画第三班	
計画第四班	

- ▷警防部長 本城光一 (司令課長)
- ▷救急救助担当部長 橘多加男 (副理事)
- ▷予防部危険物課長 五味淳 (生野署長) ▷阿部野署長 高垣新平 (危険物課長)
- (退職) 岡本吉晃 (局長)

- 堺市高石市消防組合消防本部
 - ▷予防部長 植田房義 (予防部理事)
 - ▷予防部次長兼危険物課長 古川清之 (通信司令課長)
 - ▷予防部予防課長 藪野正一 (堺副署長) ▷予防部指導査察課長 仲尾幸信 (警備課参事) ▷総務部人事課長 辻畑徹夫 (予防部予防課長) ▷中署長 西林利成 (予防部指導査察課長)
 - (退職) 田中正治 (技監兼予防部長)

- 豊中市消防本部
 - ▷予防課長 脇康清 (南副署長兼予防広報課長) ▷南署長 上村秀久 (予防課長)

- 高槻市消防本部
 - ▷消防長 橋本輝男 (監理官兼次長)
 - (退職) 橋本孝司 (消防長)

- 八尾市消防本部
 - ▷消防長 木村政信 (署長)
 - ▷次長兼予防課長 川崎廣行 (予防課長)
 - (退職) 松倉但 (消防長)

- 岸和田市消防本部
 - ▷消防長 永野健一 (市部局)
 - (退職) 新屋朝夫 (消防長)

- 摂津市消防本部
 - ▷消防長 石田勉 (次長) ▷参事兼予防課長 中野攻 (参事兼署長) ▷参事兼総務課長 石本雅宣 (参事兼予防課長)
 - (市長部局) 宮田好一 (消防長)

- 泉南市消防本部
 - ▷消防長 小川眞弘 (次長)
 - (退職) 寺田忠彦 (消防長)

- 大阪狭山市消防本部
 - ▷消防長 松本正 (理事兼次長)
 - (退職) 浅香忠美 (消防長)

- 阪南市消防本部
 - ▷消防長 稲垣一雄 (次長)
 - (退職) 畑中與四郎 (消防長)

- 熊取町消防本部
 - ▷消防長兼署長 中島孝一 (署長)
 - (退職) 本多正剛 (消防長)

4月の消防関係人事異動

大阪市消防局長に池田氏

大阪市では4月1日付、局部課長級の人事異動を発令、岡本局長の勇退に伴い、池田勲警防部長が新局長に警防部長には本城光一氏がそれぞれ就任された。

- 大阪市消防局
 - ▷消防局長 池田勲 (警防部長)
 - ▷総務部長 古谷泰啓 (市長部局)

保安講習始まる

危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等(化学工場、油槽所、塗料販売店、ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設)で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者(保安監督者を含む)は、定められた期限内にこの講習を受講しなければならない。

平成 9 年度 第 1・2 期(6 月～12 月)保安講習日程表

化学工場関係 (2 会場)

回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
5	6 月 27 日(金)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
22	7 月 29 日(火)午後	大阪府商工会館	〃

大阪北港コンビナート関係 (2 会場)

回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
38	10 月 9 日(木)午後	住友金属(株)	JR・桜島線・安治川口駅
54	10 月 31 日(金)午後	住友金属(株)	〃

タンクローリー関係 (4 会場)

回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
23	9 月 6 日(土)午後	大阪府トラック総合会館	JR・環状線・京橋駅
31	9 月 27 日(土)午後	大阪府トラック総合会館	〃
36	10 月 7 日(火)夜	*臨海センタービル	堺市石津西町7
42	10 月 16 日(木)夜	*臨海センタービル	〃

給油取扱所関係 (8 会場)

回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
7	7 月 1 日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
9	7 月 9 日(水)午後	大阪府商工会館	〃
14	7 月 16 日(水)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
15	7 月 17 日(木)午後	*岸和田競輪場	南海・本線・春木駅
16	7 月 18 日(金)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
20	7 月 24 日(木)午後	大阪府商工会館	〃
30	9 月 26 日(金)午後	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
46	10 月 21 日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅

その他・一般 (31 会場)

回数	開催日時(予定)	会場	所在地又は最寄駅
2	6 月 25 日(水)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
3	6 月 26 日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
4	6 月 27 日(金)午前	大阪府商工会館	〃
6	7 月 1 日(火)午前	大阪府商工会館	〃
8	7 月 8 日(火)午後	大阪府商工会館	〃
10	7 月 11 日(金)午後	泉佐野市消防本部	南海・JR・りんくうタウン駅
11	7 月 14 日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅

◇受講手続きの要領について

受講予約の申込書(指定の往復ハガキ;府下各消防本部、予防課で配布)に希望する会場(第1希望から第4希望まで)を記入して、郵送して下さい。この場合、受講申請書には、まだ大阪府証紙を貼らないでください。なお、一事業所で複数の受講者があるときは、個々に切手を貼らないで、とりまとめて角封筒に入れ、返信用角封筒(いずれも切手貼付)を同封の上、郵送ください。

12	7 月 15 日(火)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
13	7 月 16 日(水)午前	*堺市民会館	〃
17	7 月 22 日(火)午後	泉大津市民会館	南海・本線・泉大津駅
18	7 月 23 日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
19	7 月 24 日(木)午前	大阪府商工会館	〃
21	7 月 28 日(月)午後	大阪府商工会館	〃
24	9 月 8 日(月)午後	豊中市消防本部	阪急・宝塚線・豊中駅
25	9 月 17 日(水)午後	和泉解放総合センター	JR・阪和線・信太山駅
29	9 月 26 日(金)午前	茨木商工会議所	JR・阪急・茨木駅
32	9 月 29 日(月)午後	柏羽藤消防本部	藤井寺市青山3-613-8
39	10 月 14 日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
43	10 月 17 日(金)午後	八尾市消防本部	八尾市高見町5-7
44	10 月 20 日(月)午後	大東市消防本部	JR・片町線・住ノ道駅
45	10 月 21 日(火)午前	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
47	10 月 22 日(水)午後	守口門真商工会議所	京阪・門真市駅
48	10 月 27 日(月)午前	北河内府民センター	京阪・枚方市駅
49	10 月 27 日(月)午後	北河内府民センター	〃
51	10 月 29 日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
52	10 月 30 日(木)午前	高槻市消防本部	JR・阪急・高槻駅
53	10 月 30 日(木)午後	高槻市消防本部	〃
55	11 月 11 日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
56	11 月 27 日(水)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
57	12 月 2 日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・本町駅
58	12 月 4 日(木)午後	大阪府商工会館	〃

注1. 保安講習の講義時間は3時間です。

(開講時間は、講習会場によって若干異なります。)

注2. 会場欄中の*印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料。)

第3期(平成10年2月期)の予定は次のとおりです。

- 大阪市内 4 会場
 - 東大阪、茨木、堺 各1会場
- 区分はすべて、「その他・一般」です。

我が社の保安対策

安全をすべてに優先させ
ゼロ災害 生き生き行動 快適職場

(高槻市)

第一製薬(株)大阪工場

1. はじめに

当社は、大正4年10月1日に創立し、現在、大阪工場、静岡工場、秋田工場の3工場で生産活動を行っております。

また、企業スローガン「いのちふくらまそう」のもとに、世界の健康文化に貢献することを企業理念とし、「環境・安全」に関しては、省資源、省エネルギー、リサイクルの他、環境保全に優れた技術を採用した地球環境の保全に努めるとともに、保安防災、労働安全衛生、化学品安全の確保に積極的に取り組み医薬品メーカーとして、優れた医薬品の提供とかけがえのない地球環境の保全に努め、豊かで文化的な社会の実現に貢献することとしています。

当大阪工場は、大阪と京都の中間に位置する高槻市のJ R高槻駅前にある典型的な市街地工場として昭和8年12月に操業を開始し、現在、敷地面積約66,000㎡、建物延面積約40,000㎡の中で従業員260名が各種注射剤、内服固形製剤、原薬バルク製品等の医薬品を生産しております。

また、事故・災害防止の一環として、大阪工場地区における従業員の安全と健康を確保すると共に、人と機械が調和する職場環境の形成等、ゼロ災害と快適職場の実現を目指した活動を展開し、本年4月1日現在で、無災害記録4,158日を達成することが出来ました。これらの取り組みの一端を紹介させていただきます。

2. 環境安全衛生管理体制

当工場では、危険物、高圧ガス、化学物質を取り扱っており、安全第一の基本理念のもと、総括安全衛生管理者(工場長)、安全管理者、衛生管理者、防災管理者及び各職場に安全衛生防火管理責任者を配置して、日常管理の徹底(チ

ェックリストを活用)と定期点検の充実化を推進すると共にデータロガー設置による集中前方監視及び職場パトロールの毎月1回実施等管理体制の充実強化に努めております。

特に、職場パトロールの毎月1回実施等管理体制の充実強化に努めております。

特に職場パトロールについては、安全・防災・衛生の三つがあり、一般従業員をパトロール委員として不具合箇所の指摘ではなく、事故や災害が起こらないように潜在危険要因の抽出等、先取りした目でのパトロールを行い、その対策等を安全衛生委員会に提案する方式を採用しております。

安全衛生防災活動は、3ヶ年計画を策定し、これに基づいた年度計画(重点実施項目)による活動を展開し、安全・衛生立合点検(本社環境安全室)を実施しております。

また、環境保全面については、国際規格(ISO-14000S)を意識した「第一製薬環境憲章」に基づき環境保全ボランティアプランを策定し、年次計画に省エネルギー対策、緑化推進等を計画的に推進し、地球環境保全に努めております。

その他、先の阪神・淡路大震災を教訓に当社独自の「社員安否確認システム」を導入しました。

このシステムは、大震災時における社員と会社とのコミュニケーション手段として社員とその家族の安否連絡を受けるよう設計してあります。大震災の非常時に社員と会社との連絡手段を確保することで、災害救援活動の初動対応を効率化し、その後の支援を迅速化・集中させることが狙いです。

3. 危険物取り扱い上の保安管理

当工場での危険物取扱所(主に取り扱う危険物は第4類)は、年々減少してきておりますが、これらの施設の運転及び取り扱い管理は、作業標準書に基づいて実施しておりますが、異常時の非正常作業標準、緊急措置基準を定め、安全に措置することとしており、適時標準書の見直しと教育訓練の実施により、誤動作・誤作動の防止に努めております。

工場内の火気使用工事については、火気の使用許可制と

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 技研ビル ☎358-9467-8

し、事前の保安措置、工事中の監督指導を強化すると共に工事安全管理者及び管理基準を制定しております。

また静電気については、「静電気対策指針」を制定しており、この指針に基づき静電気防止作業服及び作業安全靴の着用と設備機器への静電気対策や溶剤タンク受け入れ口への静電気対策等、種々の対策を実施しております。

その他、危険物設備への地震対策を講じております。

4. 消防用設備

- (1) 第一種消火設備 (13基)
- (2) 第三種不燃性ガス固定消火設備 (一式)
- (3) 第五種消火設備 (ABC粉末消火器300本)
- (4) 移動式消防ポンプ (3台)
- (5) 自動火災報知機 (16エリア)
- (6) 消防水利 (6箇所)
- (7) その他

5. 保安教育訓練

事故災害防止の原点は教育訓練の繰り返しであるとの考えから計画的に機会を捕まえ、充実強化を図っております。

(1) 外部教育訓練として

- ① RSTトレーナー研修会
- ② KYTトレーナー講習会
- ③ 安全衛生推進者講習会
- ④ 高圧ガス取り扱い保安講習会
- ⑤ 危険物取扱者保安講習会
- ⑥ 防災講演会
- ⑦ 静電気対策講習会
- ⑧ その他

(2) 社内教育訓練として

- ① 新入社員への安全・衛生・防災教育(採用時、6ヶ月時)
- ② 高圧ガスの取り扱い要領
- ③ 防災訓練
- ④ 危険物取り扱い要領及び漏洩時の処置訓練
- ⑤ 静電気対策要領
- ⑥ 職長・班長・階層別安全衛生教育
- ⑦ 朝礼講話 (毎月)

⑧ その他

以上の教育訓練を行い、従業員の意識高揚に努めております。

(3) 総合防災訓練

万一の事故に備え災害を最小限に食い止めるため、自衛消防隊(隊員81名)休日夜間防災隊(隊員67名)組織を編成し、総合防災訓練を年間2回(2月、8月)機構環境の厳しい時期に地震災害を想定した避難、誘導、人員掌握訓練と火災を想定した初期消火訓練、火災現場からの負傷者救出及び応急手当、有毒ガスの漏洩を想定した処置訓練、化学消火器の使用訓練等を実施し、防災隊組織の充実化を図っております。

また、総合防災訓練に際しては、地元の高槻中消防署からの模範指導を戴き、より機敏で的確な行動ができる様、訓練を積み重ねております。



構内で行なわれる放水訓練

6. おわりに

事故・災害を未然に防止するためには、従業員の意識の高揚を図り、「自分の体は自分が守る」のごとく危険物の管理及び取り扱い並びに応急措置等の管理基準を充実させ企業の発展と従業員の幸せの合一を願い、まだ完璧とは言えない現状に対し、高槻市消防本部のご指導を仰ぎながら、安全は永遠の課題とし、ゼロ災害の快適職場の実現に向かって限りなく精進して参ります。

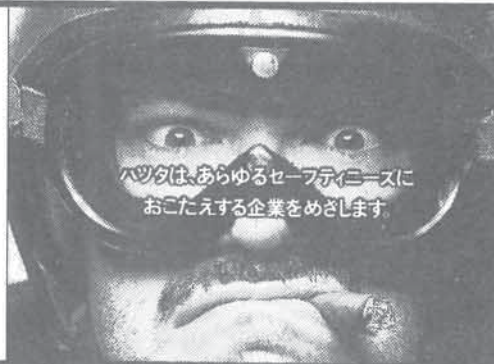
H&H
HATSUMA

HATSUMA

株式会社 初田製作所

大阪本社 〒573 大阪府枚方市相模田63-5 TEL. (0720) 56-1281
東京本社 〒105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03) 3434-4841

原点はロスフリーベンションです。



ハツタはあらゆるセーフティニーズにおこたえする企業をめざします。

頑固な夢がある。
そこにある。

協会だより

■和泉市防災協会 設立総会及び記念祝賀会開催



特別来賓、稲田順三市長の挨拶

和泉市防災協会では、4月29日、午後1時30分より“グランドホテル新東洋”において、市長をはじめ多数の来賓を迎え設立総会並びに記念祝賀会を開催した。

同協会は、和泉市内各種32団体の長が発起人となり、市民と行政が一体となって、「災害に強いまちづくり」を推進するための母体となる協会として設立されたもので、今後の活躍がおおいに期待されている。

なお、当日は、防災協会設立総会に始まり防災講演会記念祝賀会が行われいづれも盛大裡のうち滞りなく終了した。

■柏羽藤火災予防協会 ビール工場視察研修会を実施

柏羽藤火災予防協会危険物部会(部会長・松尾 修)では、3月27日に部会員30余名が参加し視察研修会を実施した。

サッポロビール(株)大阪工場では、ビール造りの過去の歴史・作業行程を学び、佃千里リサイクルプラザでは、工場内見学、更にごみ問題から天然資源の保護というような地球環境問題にいたるまで、ごみのリサイクルについての説明を受け、非常に有意義な研修会となった。

最近の法令改正

給油取扱所の事務所等に 網入ガラス以外のガラスが使用可能に

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」(平成9年政令第13号)及び「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」(平成9年自治省令第1号)が平成9年2月7日に公布され、一部の事項については公布の日から、その他の事項については平成9年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正は、給油取扱所の事務所等において用いることのできるガラスの要件を緩和すること及び製造所等の設置等の手数料に係る額を引き上げること等をその内容としている。

今回の改正の運用について平成9年2月7日付消防危第7号「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」が通達された。また、給油取扱所の事務所等の犬走りにスロープを設置することができる旨、平成9年3月14日付消防危第26号「給油取扱所の建築物に係る可燃性蒸気流入防止措置の緩和について」が通知された。

以下に、その内容を示す。

◇危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

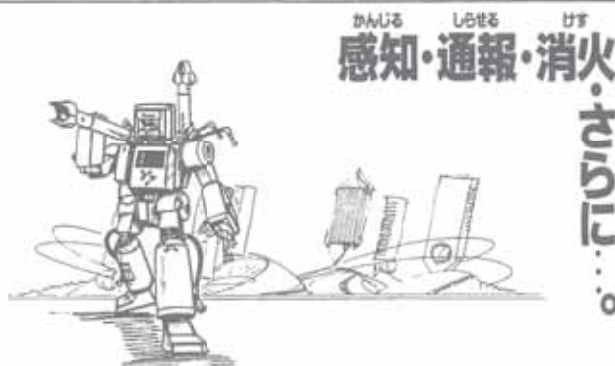
平成9年2月7日、消防危第7号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成9年政令第13号)及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成9年自治省令第1号)が、本日公布され、一部の事項については公布の日から、その他の事項については平成9年4月1日から施行されることとなる。

今回の改正は、給油取扱所の事務所等において用いることのできるガラスの要件を緩和すること及び製造所等の設置の許可等の手数料についてその額を引き上げること等をその内容とするものである。



危険物取扱者のための
最新情報・研修会のご案内
危険物取扱者のための
最新情報・研修会のご案内
危険物取扱者のための
最新情報・研修会のご案内
危険物取扱者のための
最新情報・研修会のご案内



ヤマトスロテック株式会社

本社 千537 大阪府東区深江2-1-10 TEL.(06)976-0701代 東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代

記

第一 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

従来、給油取扱所の事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること(旧令第17条第1項第11号)とされていたが、今回の改正により、屋内給油取扱所を除く給油取扱所において、網入りガラス以外のガラスを用いることができることとされたこと(令第17条関係)。

なお、給油取扱所に設ける建築物の窓又は出入口(自動車等の出入口で自治省令で定めるものを除く。)に甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること(令第17条第1項第10号)については従前のおりであるので留意すること。

また、この改正に伴い、令第17条第1項において号ずれが生ずるため、令及び規則において所要の規定の整備が行われていること(令第17条第1項、第2項、規則第25条の4第5項、第26条第2項、第26条の2第2項、第27条第2項、第27条の2第2項、第28条の59第2項第12号関係)。

第二 手数料の引き上げに関する事項

製造所等の設置の許可等に係る手数料のうち、次の手数料についてその額を引き上げることとされたこと(令第40条第1項関係)。

- ①危険物の仮貯蔵、仮取扱いの承認に係る手数料
- ②製造所等(特定屋外タンク貯蔵所を除く。以下同じ。)の設置・変更の許可に係る手数料
- ③製造所等の設置・変更の完成検査に係る手数料
- ④仮使用の承認に係る手数料
- ⑤製造所等の設置・変更の完成検査前検査のうち、水圧検査及び水圧検査に係る手数料
- ⑥移送取扱所の保安検査に係る手数料

第三 施行期日及び経過措置

1 施行期日

この政令及び省令において、給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項については公布の

日、手数料の引き上げに関する事項については平成9年4月1日から施行することとされたこと。

2 経過措置

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされたこと(改正令附則第2項関係)。

◇給油取扱所の建築物に係る可燃性蒸気流入防止措置の緩和について

平成9年3月14日、消防危第26号

給油取扱所の建築物のうち、事務所その他火気を使用するものについては、漏れた可燃性の蒸気はその内部に流入しない構造とすることとされ、これまでは可燃性蒸気が流入するおそれがあることから、犬走り又は出入口の敷居(以下「犬走り等」という。)にスロープを設けることは認められないという運用がなされてきたところである。

今般、給油取扱所においても事務所等への荷物の搬出入又は給油取扱所を利用する車椅子利用者に対する利便性の向上のため、事務所等の犬走り等にスロープを設置することが強く望まれていることを踏まえ、可燃性蒸気の拡散挙動について実験を行った結果、下記に定める要件をすべて満足する場合にあっては、可燃性蒸気が建築物の内部に流入しない構造と認められることが確認できたので、今後犬走り等にスロープを設けることについては下記により運用されたい。

記

- 1 スロープの最下部から最上部までの高さが95cm以上であること。
なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が95cm以上となるところまでをスロープとみなすものとする。
- 2 スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
- 3 スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

普通消防ポンプ車 MX-1

消防そして救助。
災害にも即応する資機材を搭載。

- MX-1専用キャブ、ハイルーフBワイドウィンド
- オートマチックトランスミッション
- フルパワーP.T.O.
- デジタル表示式儀やコントロールパネル
- 動力式ホースレイヤー
- 吸管、各種放水器具、資機材をコンパクトに収納



MURITA

株式会社モリタ

本社/〒544 大阪市生野区小島東5丁目5番20号 TEL (06) 756-0110 FAX (06) 754-3461



~~~~~ 手数料の改正についてのお知らせ ~~~~~

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令により、危険物の製造所等の許可等の手数料については以下のとおりとなり、平成9年4月1日から施行となります。(財)全国危険物安全協会 提供)

| 区 分                 |                      | 改定手数料                      | 現行手数料              |                    |
|---------------------|----------------------|----------------------------|--------------------|--------------------|
| 仮貯蔵、仮取扱の承認          |                      | 5,400円                     | 4,900円             |                    |
| 設置の許可               | 製造所                  | 10倍以下                      | 39,000円            | 37,000円            |
|                     |                      | 10倍超 50倍以下                 | 52,000円            | 49,000円            |
|                     |                      | 50倍超 100倍以下                | 66,000円            | 62,000円            |
|                     |                      | 100倍超 200倍以下               | 77,000円            | 73,000円            |
|                     |                      | 200倍超                      | 91,000円            | 86,000円            |
|                     | 屋内貯蔵所                | 10倍以下                      | 20,000円            | 19,000円            |
|                     |                      | 10倍超 50倍以下                 | 26,000円            | 25,000円            |
|                     |                      | 50倍超 100倍以下                | 39,000円            | 37,000円            |
|                     |                      | 100倍超 200倍以下               | 52,000円            | 49,000円            |
|                     |                      | 200倍超                      | 66,000円            | 62,000円            |
|                     | 一般の屋外タンク貯蔵所(岩盤タンク除く) | 100倍以下                     | 20,000円            | 19,000円            |
|                     |                      | 100倍超 10,000倍以下            | 26,000円<br>39,000円 | 25,000円<br>37,000円 |
|                     | 屋内タンク貯蔵所             |                            | 26,000円            | 25,000円            |
|                     | 地下タンク貯蔵所             | 100倍以下                     | 26,000円            | 25,000円            |
|                     |                      | 100倍超                      | 39,000円            | 37,000円            |
| 簡易タンク貯蔵所            |                      | 13,000円                    | 12,000円            |                    |
| 移動タンク貯蔵所            | 一般の移動タンク貯蔵所          | 26,000円                    | 25,000円            |                    |
|                     | 積載式タンク・給油タンク車        | 39,000円                    | 37,000円            |                    |
| 屋外貯蔵所               |                      | 13,000円                    | 12,000円            |                    |
| 給油取扱所               | 一般の給油取扱所             | 52,000円                    | 49,000円            |                    |
|                     | 屋内給油取扱所              | 66,000円                    | 62,000円            |                    |
| 第一種販売取扱所            |                      | 26,000円                    | 25,000円            |                    |
| 第二種販売取扱所            |                      | 33,000円                    | 31,000円            |                    |
| 移送取扱所               | 一般の移送取扱所             | 21,000円                    | 20,000円            |                    |
|                     | 特定移送取扱所(7~15km)      | 87,000円                    | 82,000円            |                    |
|                     | 特定移送取扱所(15kmごと)      | (+22,000)                  | (+20,000)          |                    |
| 一般取扱所               | 10倍以下                | 39,000円                    | 37,000円            |                    |
|                     | 10倍超 50倍以下           | 52,000円                    | 49,000円            |                    |
|                     | 50倍超 100倍以下          | 66,000円                    | 62,000円            |                    |
|                     | 100倍超 200倍以下         | 77,000円                    | 73,000円            |                    |
|                     | 200倍超                | 91,000円                    | 86,000円            |                    |
| 変更の許可               |                      | 設置の1/2                     | 設置の1/2             |                    |
| 完成検査                | 設置の完成検査              | 設置の1/2                     | 設置の1/2             |                    |
|                     | 変更の完成検査              | 設置の1/4                     | 設置の1/4             |                    |
| 仮使用承認               |                      | 5,400円                     | 4,900円             |                    |
| 完成検査前検査※<br>(設置許可分) | 水張検査                 | 10,000%以下                  | 6,000円             | 5,300円             |
|                     |                      | 10,000%超 1,000,000%以下      | 10,500円            | 9,600円             |
|                     |                      | 1,000,000%超 2,000,000%以下   | 15,000円            | 14,000円            |
|                     |                      | 2,000,000%超 (1,000,000%ごと) | (+4,400)           | (+4,100)           |
|                     | 水圧検査                 | 600%以下                     | 6,000円             | 5,300円             |
|                     |                      | 600%超 10,000%以下            | 10,500円            | 9,600円             |
|                     | 10,000%超 20,000%以下   | 15,000円                    | 14,000円            |                    |
|                     | 20,000%超 (10,000%ごと) | (+4,400)                   | (+4,100)           |                    |
| (変更許可分)             | 水張検査                 | ※と同額                       | ※と同額               |                    |
|                     | 水圧検査                 | ※と同額                       | ※と同額               |                    |
| 保安検査                | 移送取扱所                | 特定移送取扱所(7~15km)            | 70,000円            | 66,000円            |
|                     |                      | 特定移送取扱所(15kmごと)            | (+17,000)          | (16,000)           |